

開発行為等申請手数料

区分		手数料（1件につき）	
開発行為許可申請	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha未満	8,600円
		0.1ha以上0.3ha未満	22,000円
		0.3ha以上0.6ha未満	43,000円
		0.6ha以上1.0ha未満	86,000円
		1.0ha以上3.0ha未満	130,000円
		3.0ha以上6.0ha未満	170,000円
		6.0ha以上10.0ha未満	220,000円
		10.0ha以上	300,000円
	主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha未満	13,000円
		0.1ha以上0.3ha未満	30,000円
		0.3ha以上0.6ha未満	65,000円
		0.6ha以上1.0ha未満	120,000円
		1.0ha以上3.0ha未満	200,000円
		3.0ha以上6.0ha未満	270,000円
		6.0ha以上10.0ha未満	340,000円
		10.0ha以上	480,000円
	その他の目的で行う開発行為	0.1ha未満	86,000円
		0.1ha以上0.3ha未満	130,000円
		0.3ha以上0.6ha未満	190,000円
		0.6ha以上1.0ha未満	260,000円
		1.0ha以上3.0ha未満	390,000円
		3.0ha以上6.0ha未満	510,000円
		6.0ha以上10.0ha未満	660,000円
		10.0ha以上	870,000円

<p>開発行為変更許可申請</p>			<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ開発行為許可申請の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可申請の項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>
-------------------	--	--	--

に

市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請		46,000円
予定建築物等以外の建築等許可申請		26,000円
開発 許可 を受 けた 地位 の承 継の	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1 ha未満のものである場合	1,700円
承認 申請	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1 ha以上のものである場合	2,700円
	承認申請をする者が行おうとする開発行為がその他のものである場合	17,000円
開発登録簿の写しの交付		用紙1枚につき470円